

令和2年9月2日提出

今治市議会定例会（第5回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

| 番 号 | 件 名 | ページ |
|-------|---|-----|
| 議案 91 | 令和2年度 今治市一般会計補正予算（第7号） | 別 冊 |
| 議案 92 | 令和2年度 今治市用地取得特別会計補正予算（第1号） | 〃 |
| 議案 93 | 令和2年度 今治市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） | 〃 |
| 議案 94 | 令和2年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 〃 |
| 議案 95 | 令和2年度 今治市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 〃 |
| 議案 96 | 令和2年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 〃 |
| 議案 97 | 令和2年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | 〃 |
| 議案 98 | 今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について | 1 |
| 議案 99 | 今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 7 |
| 議案100 | 今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例制定について | 11 |
| 議案101 | 今治市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について | 17 |
| 議案102 | 今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について | 21 |
| 議案103 | 波方支所（公民館）耐震補強及び改修工事の内建家その他工事請負契約 の締結について | 27 |
| 議案104 | 大三島クリーンセンター解体工事請負契約の締結について | 29 |
| 議案105 | 今治市消防指令システム部分更新業務委託契約の締結について | 31 |
| 議案106 | 財産の取得について（業務システム用機器） | 33 |

| | | |
|-------|---------------------------------------|----|
| 議案107 | 財産の取得について（大型提示装置） | 37 |
| 議案108 | 今治市過疎地域自立促進計画の変更について | 41 |
| 議案109 | 簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について | 45 |
| 議案110 | 令和元年度 今治市水道事業決算の認定について | 47 |
| 議案111 | 令和元年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 49 |
| 議案112 | 令和元年度 今治市工業用水道事業決算の認定について | 51 |
| 議案113 | 令和元年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て | 53 |
| 議案114 | 令和元年度 今治市公共下水道事業決算の認定について | 55 |
| 報告 8 | 専決処分について | 57 |
| | ・ 損害賠償額の決定及び和解について | 59 |
| | ・ 損害賠償額の決定及び和解について | 61 |
| | ・ 損害賠償額の決定及び和解について | 63 |
| 報告 9 | 公営企業資金不足比率について | 65 |
| | | |
| | | |

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条中第69号を第70号とし、第62号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、同条第61号中「第59号」を「第60号」に改め、同号を同条第62号とし、同条中第25号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は高さの特例許可申請手数料
182,000円

第13条第1項及び第2項中「第55号から第69号まで」を「第56号から第70号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(その他手数料)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定以外の手 数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件 につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ～ (24) 略</p> <p><u>(25) 居住環境向上用途誘導地区における 建築物の建蔽率又は高さの特例許可申請 手数料 182,000円</u></p> <p><u>(26) ～ (61) 略</u></p> <p><u>(62) 建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更証明交付手数料</u></p> <p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽 微変更証明交付手数料は、<u>第60号</u>に定める 額の2分の1とする(当該額に100円未満 の端数があるときは、これを四捨五入す る。)</p> <p><u>(63) ～ (70) 略</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する場合 は、第2条から第10条まで(同条<u>第56号から 第70号まで</u>を除く。)に規定する額の2分の 1とする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発 動した区域内において災害により滅失し、又 は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災</p> | <p>(その他手数料)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定以外の手 数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件 につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ～ (24) 略</p> <hr/> <hr/> <p><u>(25) ～ (60) 略</u></p> <p><u>(61) 建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更証明交付手数料</u></p> <p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽 微変更証明交付手数料は、<u>第59号</u>に定める 額の2分の1とする(当該額に100円未満 の端数があるときは、これを四捨五入す る。)</p> <p><u>(62) ～ (69) 略</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する場合 は、第2条から第10条まで(同条<u>第55号から 第69号まで</u>を除く。)に規定する額の2分の 1とする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>2 災害救助法(昭和22年法律第118号)を発 動した区域内において災害により滅失し、又 は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災</p> |

害の発生した日から6月以内に建築し、又は
築造する場合は、第2条から第10条まで（同
条第56号から第70号までを除く。）に規定す
る額は、無料とする。

3～5 略

害の発生した日から6月以内に建築し、又は
築造する場合は、第2条から第10条まで（同
条第55号から第69号までを除く。）に規定す
る額は、無料とする。

3～5 略

今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

医療費助成対象者の範囲を拡大しようとするもの。

今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

今治市子ども医療費助成条例（平成17年今治市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認める者は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市子ども医療費助成条例の規定は、令和2年4月1日以後に受ける保険給付に係るものについて適用し、同日前に受けた保険給付に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市子ども医療費助成条例改正条項新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、保護者であって、本市に住所を有する者でなければならない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認める者は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> | <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、保護者であって、本市に住所を有する者でなければならない。 _____</p> <p>2 略</p> |

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）等の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所については、第6条第2項」と、「介護支援専門員を」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例改正条項新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第6条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる。</p> <p><u>3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所については、第6条第2項」と、「介護支援専門員を」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」</u></p> | <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。_____</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第6条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から<u>平成33年3月31日</u>までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |

とする。

—

今治市暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

公の施設において、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する利用を禁止しようとするもの。

今治市暴力団排除条例の一部を改正する条例

今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（公の施設の利用における措置）

第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

「参 考」

今治市暴力団排除条例改正条項新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>(公の施設の利用における措置)</u></p> <p><u>第7条</u> 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の占用的な利用に係る使用の許可若しくは承認をせず、又は当該使用の許可若しくは承認を取り消すことができる。</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p><u>第9条</u> 略</p> | <p>_____</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>第8条</u> 略</p> |

今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を可能にしようとするもの。

今治市印鑑条例の一部を改正する条例

今治市印鑑条例（平成17年今治市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「、印鑑登録証及び印鑑登録原票と照合し」を削り、「印鑑登録証を」を「印鑑登録証又は個人番号カードを」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次条第1項において同じ。）を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第17条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カードを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付することができる。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

今治市印鑑条例改正条項新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> | <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> |
| <p>第16条 略</p> | <p>第16条 略</p> |
| <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次条第1項において同じ。)を添えて申請したときは、<u>印鑑登録証の添付を省略することができる。</u></p> | <p>_____</p> |
| <p>3 市長は、<u>前2項</u>の規定による申請があったときは、 ____、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、<u>印鑑登録証又は個人番号カードを返還する。</u></p> | <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請があったときは、<u>印鑑登録証及び印鑑登録原票と照合し、</u>当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、<u>印鑑登録証を</u> _____返還する。</p> |
| <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> |
| <p>第17条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カードを利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)</u></p> | <p>_____</p> |

を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付することができる。

第18条～第21条 略

第17条～第20条 略

波方支所（公民館）耐震補強及び改修工事の内建家その他工事請負契約の締結について

波方支所（公民館）耐震補強及び改修工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 契約の目的 波方支所（公民館）耐震補強及び改修工事の内建家その他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

| 区 分 | 契約金額 | 契約の相手方 | 工 期 |
|--|------------------|--|-----------------------------------|
| 波方支所（公民館） 耐震補強及び改修 工事の内建家その 他工事 | 円 209,000,000 | 今治市美須賀町二丁目 1 番地の 2 吉田建設株式会社 代表取締役 吉田 透 | 契約発効の日から 令和 4 年 7 月 29 日 まで |

- 4 仮契約締結年月日 令和 2 年 7 月 29 日

「参 考」

1 工事概要

| | |
|---------------|----|
| 波方支所耐震改修工事 | 一式 |
| 波方支所改修工事 | 一式 |
| 波方支所B棟解体工事 | 一式 |
| 波方公民館改修工事 | 一式 |
| 波方支所（公民館）外構工事 | 一式 |

2 入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|-----------|---------------|
| 吉田建設株式会社 | 209,000,000 円 |
| 株式会社野間工務店 | 209,550,000 |

| 区 分 | 金 額 |
|--------|---------------|
| 予定価格 | 209,561,000 円 |
| 調査基準価格 | 191,161,544 |

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

大三島クリーンセンター解体工事請負契約の締結について

大三島クリーンセンター解体工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 契約の目的 大三島クリーンセンター解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

| 区 分 | 契約金額 | 契約の相手方 | 工 期 |
|-----------------|------------------|---|-----------------------------|
| 大三島クリーンセンター解体工事 | 円 234,300,000 | 松山市春美町2番17号 大三島クリーンセンター解体工事 東洋・号ヤ共同企業体 代表者 松山市春美町2番17号 東洋建設株式会社 愛媛営業所 所長 山内啓嗣 | 契約発効の日から 令和4年3月15日 まで |

- 4 仮契約締結年月日 令和2年7月27日

「参 考」

1 工事概要

大三島クリーンセンター解体工事 一式

跡地整備工事 一式

2 入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|-----------------------------|------------------|
| 東 洋 ・ 号 ヤ 共 同 企 業 体 | 234,300,000 円 |
| 不 動 テ ト ラ ・ い づ も 共 同 企 業 体 | 226,215,000 (失格) |

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|---------------|
| 予 定 価 格 | 247,500,000 円 |
| 調 査 基 準 価 格 | 227,353,500 |

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

今治市消防指令システム部分更新業務委託契約の締結について

今治市消防指令システム部分更新業務のため、次の業務委託契約を締結する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 委託の目的 今治市消防指令システム部分更新業務
- 2 委託の方法 随意契約
- 3 委託金額、委託の相手方及び完成期限

| 区 分 | 委託金額 | 委託の相手方 | 完成期限 |
|-------------------|------------------|--|-----------|
| 今治市消防指令システム部分更新業務 | 円 319,990,000 | 今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘 | 令和3年3月16日 |

- 4 仮契約締結年月日 令和2年8月3日

「参 考」

委託の概要

| | | |
|------|-------------------|----|
| 実施場所 | 今治市南宝来町二丁目1番地1外 | |
| 内 容 | 今治市消防指令システム部分更新業務 | 一式 |

財産の取得について（業務システム用機器）

次のとおり業務システム用機器を購入する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 品名及び数量 業務システム用機器一式（別紙内訳書のとおり）
- 2 購入の目的 耐用年数経過による業務システム用機器の更新
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

| 区 分 | 購入方法 | 購入金額 | 購入の相手方 |
|-----------------|--------|------------------|---|
| 業務システム用コンピュータ機器 | 指名競争入札 | 円 452,555,400 | 今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木康弘 |
| 次世代ファイアウォール | 指名競争入札 | 20,137,700 | 今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木康弘 |

「別 紙」

業務システム用機器内訳書

| 区 分 | 品 名 | 数 量 |
|---------------------|------------------------------|-----|
| 業務システム用コンピュー タ機器 | HCI仮想化物理ホスト#1 | 1 台 |
| | HCI仮想化物理ホスト#2 | 1 台 |
| | HCI仮想化物理ホスト#3 | 1 台 |
| | HCI仮想化物理ホスト#4 | 1 台 |
| | HCI仮想化物理ホスト#5 | 1 台 |
| | HCI用スイッチ | 2 台 |
| | 3Tier仮想化物理ホスト#1 | 1 台 |
| | 3Tier仮想化物理ホスト#2 | 1 台 |
| | 3Tier仮想化物理ホスト#3 | 1 台 |
| | Windows Server 2003用仮想化物理ホスト | 1 台 |
| | 基幹系DCサーバ#1 | 1 台 |
| | 業務系DCサーバ#1 | 1 台 |
| | 情報系DCサーバ#1 | 1 台 |
| | バックアップサーバ (HCI仮想環境用) | 1 台 |
| | バックアップサーバ (3Tier仮想環境用) | 1 台 |
| | 共有ストレージ | 1 台 |
| | ディスプレイ/キーボードユニット | 1 台 |
| | サーバスイッチ | 2 台 |
| | 管理用スイッチ | 1 台 |
| | 無停電電源装置 | 10台 |
| ラック | 3 台 | |
| 次世代ファイアウォール | 次世代ファイアウォール | 2 台 |

「参 考」

業務システム用コンピュータ機器入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|-----------|-------------|
| 四国通建株式会社 | 452,555,400 |
| アカマツ株式会社 | 500,500,000 |
| 株式会社スジヤ | 561,000,000 |
| 株式会社セトデン | 583,000,000 |
| BEMAC株式会社 | 588,500,000 |

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

次世代ファイアウォール入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|-----------|------------|
| 四国通建株式会社 | 20,137,700 |
| アカマツ株式会社 | 27,303,100 |
| 株式会社スジヤ | 32,780,000 |
| 株式会社セトデン | 34,100,000 |
| BEMAC株式会社 | 35,750,000 |

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（大型提示装置）

次のとおり大型提示装置を購入する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 品名及び数量 大型提示装置 97台
- 2 購入の目的 児童生徒の学習環境整備
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

| 区 分 | 購入方法 | 購入金額 | 購入の相手方 |
|--------|--------|-----------------|--|
| 大型提示装置 | 指名競争入札 | 円 52,283,000 | 今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘 |

「参 考」

大型提示装置入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|--------------|--------------|
| 四国通建（株） | 52,283,000 円 |
| （株）I J C | 53,776,800 |
| アカマツ（株） | 61,886,000 |
| ケーオー商事（株） | 72,556,000 |
| （株）スジヤ | 64,020,000 |
| （株）セトデン | 70,442,000 |
| B E M A C（株） | 69,335,000 |

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、今治市過疎地域自立促進計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

過疎地域自立促進特別措置法（抜すい）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

7 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

今治市過疎地域自立促進計画の一部を次のように改正する。

第3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 2. 事業計画（平成28年度～32年度）の表中「32年度」を「令和2年度」に改め、同表の2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の部（6）電気通信施設など情報化のための施設 防災行政無線施設の項の前に次の項を加える。

「

| | | | |
|--------|---|-----|--|
| (3) 林道 | 林道安全対策工事 台ダム周回（大三島） 落石防護柵修繕 L=21m | 今治市 | |
|--------|---|-----|--|

」

「参 考」

今治市過疎地域自立促進計画（変更）概要

| 変 更 後 | | | | | 変 更 前 | | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|---|------|----|----------------------------|----------|------|------|----|
| 第3．交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | | | | | 第3．交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | | | | |
| 2．事業計画（平成28年度～令和2年度） | | | | | 2．事業計画（平成28年度～32年度） | | | | |
| 自立促進施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | 自立促進施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
| 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | (3) 林道 | 林道安全対策 工事 台ダム周回 (大三島) 落石防護柵 修繕 L=21m | 今治市 | | | | | | |
| | (6) 電気通信施設など情報化のための施設 防災行政無線施設 | 緊急防災情報伝達システム整備事業 (吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前) | 今治市 | | | | | | |

簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について

令和2年度今治市一般会計から簡易水道事業特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

変更前の繰入額 75,479千円以内
(令和2年3月25日議決 議会第2回議案第52号)

変更後の繰入額 88,536千円以内
(追加額 13,057千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

令和元年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

提出書類

- 1 令和元年度 今治市水道事業決算書
水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書

- 2 令和元年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和元年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和元年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

(単位 円)

| | 未処分利益剰余金 |
|-------------|-------------------|
| 当該年度末残高 | 1, 113, 445, 022 |
| 議会の議決による処分額 | △1, 113, 445, 022 |
| 減債積立金への積立 | △315, 027, 573 |
| 建設改良積立金への積立 | △308, 267, 328 |
| 自己資本金への組入 | △490, 150, 121 |
| 処分後残高 | (繰越利益剰余金) 0 |

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和元年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

提出書類

- 1 令和元年度 今治市工業用水道事業決算書
工業用水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書

- 2 令和元年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和元年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和元年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

(単位 円)

| | 未処分利益剰余金 |
|-------------|-------------------------|
| 当該年度末残高 | 57,355,208 |
| 議会の議決による処分額 | △1,500,000 |
| 建設改良積立金への積立 | △1,500,000 |
| 処分後残高 | (繰越利益剰余金) 55,855,208 |

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和元年度 今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度 今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

提出書類

- 1 令和元年度 今治市公共下水道事業決算書
公共下水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書

- 2 令和元年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会日（同条第6項に規定する定例会日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月17日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年3月14日午前10時頃、市道大福田線（今治市上浦町井口5599番地先）において、相手方所有の普通乗用自動車が行中、同市道の一部が陥没し、左側前後輪を落とした同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 46,200円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月7日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年6月9日午後0時頃、相手方所有の上架用特殊車両が農道（今治市大新田町五丁目221番地先）を走行中、同農道の一部が陥没し、左後輪を落とした同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 62,546円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月7日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和2年7月3日午後4時頃、市道大新田大浜線（今治市大浜町三丁目丙718番1地先）に設置してある道路標識が傾き、相手方所有家屋の網戸を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 2,750円

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 公営企業資金不足比率 (単位 %)

| 特別会計の名称 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|--------------|-------|---------|
| 今治市水道事業会計 | — | 20.0 |
| 今治市工業用水道事業会計 | — | |
| 今治市公共下水道事業会計 | — | |

※資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和元年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。